



令和6年6月27日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

令和6年7月1日から

「豊川市パートナーシップ宣誓制度」を

「豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」に

拡充します

豊川市では、令和4年7月に、一方又は双方が性的マイノリティである2人を対象として「豊川市パートナーシップ宣誓制度」を施行しました。

多様な生き方を認め合う環境づくりをさらに進めるため、この制度を拡充し、令和6年7月1日より「豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を施行します。

拡充の内容は下記のとおりです。

1 制度対象者の拡大

- ① 事実婚の方などを新たな宣誓対象とします。
(パートナーシップ)
- ② 一方または双方の子などを含めて家族であると宣誓できます。
(ファミリーシップ)

2 行政サービスの追加

- ① 放課後児童クラブの利用
(パートナーによる利用申込や送迎ができます。)
- ② 住民票の続柄の選択
(パートナーや子などを縁故者として登録することができます。)
- ③ 市民病院での検査、手術などの治療方針の同意
(パートナーをキーパーソンとして登録することで治療方針の同意ができます。)

※ 宣誓書受領書等の提示が不要な場合や宣誓の有無に関わらず対応している場合があります。

3 オンライン宣誓の導入

宣誓は予約制です。事前に人権生活安全課にご連絡ください。



【参考】制度拡充前後の比較

	豊川市パートナーシップ宣誓制度 (令和4年7月1日～ 令和6年6月30日)	豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 (令和6年7月1日～)
宣誓件数	9組 (令和6年5月31日現在)	—
対象者	・ 一方又は双方が性的マイノリティである2人	・ さまざまな事情により婚姻することができない2人 (性的マイノリティや事実婚を含む) ・ 上記2人のほかに子などの三親等内の近親者を宣誓の対象とする
利用できるサービス等	・ パートナーである2人が対象	・ パートナーの2人を対象とするサービス等に加え、子などを含めたファミリーシップ宣誓者が対象のサービス等が追加 ・ 県制度利用者にも市のサービス等を適用 (一部サービス等を除く)

【参考】 愛知県ファミリーシップ宣誓制度開始に伴う連携

令和6年4月1日より、愛知県ファミリーシップ宣誓制度が開始されました。愛知県の行政サービス等には、本市の制度利用者が利用できるものがあります。また、愛知県の制度利用者も、本市の制度利用者と同様に本市の行政サービス等が利用できるものがあります。

【参考ホームページ】

- ・ 豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/kurashi/shiminsodan/patonasennsei.html>



- ・ 愛知県ファミリーシップ宣誓制度について

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/aichifamilyship.html>



【お問合せ先】

豊川市役所 市民部 人権生活安全課 人権推進係 橋爪、清水

TEL:0533-89-2149

Eメール: jinken@city.toyokawa.lg.jp